

令和 7 年 9 月 成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
2	・ 成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	3
3	・ 成田市手数料条例	4
	・ 成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例	7
	・ 成田市急病診療所の設置及び管理に関する条例	8
	・ 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	8
4	・ 成田市障害者福祉手当支給条例	9
	・ 成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例	9
5	・ 成田市水道事業給水条例	1 0
	・ 成田市簡易水道事業給水条例	1 0
	・ 成田市下水道条例	1 1
	・ 成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	1 2
6	・ 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	1 2

○議案第2号資料

・成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請	(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請

現行	改正案
に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

○議案第3号資料

・成田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 1～8 略 (多機能端末機により証明書等の交付を受ける場合の手数料の特例) 9 <u>令和5年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。)により証明書等の交付を受ける場合における別表第1から別表第4までの規定の適用については、別表第1納税及び公課に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「<u>300円</u>」とあるのは「<u>200円</u>」と、別表第2戸籍の謄・抄本又は戸籍証明書の交付手数料の項金額の欄中「450円」とあるのは「350円」と、別表第3住民票又は除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「<u>300円</u>」とあるのは「<u>200円</u>」と、同表戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「<u>300円</u>」とあるのは「<u>200円</u>」と、別表第4印鑑登録に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「<u>300円</u>」とあるのは「<u>200円</u>」とする。	附 則 1～8 略 (多機能端末機により証明書等の交付を受ける場合の手数料の特例) 9 <u>令和8年4月1日から令和11年3月31日</u>までの間、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。)により証明書等の交付を受ける場合における別表第1から別表第4までの規定の適用については、別表第1納税及び公課に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「<u>400円</u>」とあるのは「<u>300円</u>」と、別表第2戸籍の謄・抄本又は戸籍証明書の交付手数料の項金額の欄中「450円」とあるのは「350円」と、別表第3住民票又は除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「<u>400円</u>」とあるのは「<u>300円</u>」と、同表戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「<u>400円</u>」とあるのは「<u>300円</u>」と、別表第4印鑑登録に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「<u>400円</u>」とあるのは「<u>300円</u>」とする。

現行	改正案																				
別表第1	別表第1																				
税関係手数料	税関係手数料																				
<table> <tr> <th>手数料の種類</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>納税及び公課に関する証明書の交付手数料</td><td>1件につき <u>300円</u></td></tr> <tr> <td>資産に関する証明書の交付手数料</td><td>1件につき <u>300円</u></td></tr> </table>	手数料の種類	金額	納税及び公課に関する証明書の交付手数料	1件につき <u>300円</u>	資産に関する証明書の交付手数料	1件につき <u>300円</u>	<table> <tr> <th>手数料の種類</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>納税及び公課に関する証明書の交付手数料</td><td>1件につき <u>400円</u></td></tr> <tr> <td>資産に関する証明書の交付手数料</td><td>1件につき <u>400円</u></td></tr> <tr> <td>資産に関する公簿又は地図の閲覧手数料</td><td>1件につき <u>400円</u></td></tr> </table>	手数料の種類	金額	納税及び公課に関する証明書の交付手数料	1件につき <u>400円</u>	資産に関する証明書の交付手数料	1件につき <u>400円</u>	資産に関する公簿又は地図の閲覧手数料	1件につき <u>400円</u>						
手数料の種類	金額																				
納税及び公課に関する証明書の交付手数料	1件につき <u>300円</u>																				
資産に関する証明書の交付手数料	1件につき <u>300円</u>																				
手数料の種類	金額																				
納税及び公課に関する証明書の交付手数料	1件につき <u>400円</u>																				
資産に関する証明書の交付手数料	1件につき <u>400円</u>																				
資産に関する公簿又は地図の閲覧手数料	1件につき <u>400円</u>																				
別表第3	別表第3																				
住民基本台帳関係手数料	住民基本台帳関係手数料																				
<table> <tr> <th>手数料の種類</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>住民票又は除票の写しの交付手数料</td><td>1通につき <u>300円</u></td></tr> <tr> <td>住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書の交付手数料</td><td>1通につき <u>300円</u></td></tr> <tr> <td>戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料</td><td>1通につき <u>300円</u></td></tr> <tr> <td>住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料</td><td>閲覧者1人1回につき <u>3,000円</u>(転記を行う場合にあっては、その額に転記を行う住民1人につき、200円を加算した額)</td></tr> </table>	手数料の種類	金額	住民票又は除票の写しの交付手数料	1通につき <u>300円</u>	住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書の交付手数料	1通につき <u>300円</u>	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき <u>300円</u>	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	閲覧者1人1回につき <u>3,000円</u> (転記を行う場合にあっては、その額に転記を行う住民1人につき、200円を加算した額)	<table> <tr> <th>手数料の種類</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>住民票又は除票の写しの交付手数料</td><td>1通につき <u>400円</u></td></tr> <tr> <td>住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書の交付手数料</td><td>1通につき <u>400円</u></td></tr> <tr> <td>戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料</td><td>1通につき <u>400円</u></td></tr> <tr> <td>住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料</td><td>閲覧者1人1回につき <u>4,000円</u>(転記を行う場合にあっては、その額に転記を行う住民1人につき、200円を加算した額)</td></tr> </table>	手数料の種類	金額	住民票又は除票の写しの交付手数料	1通につき <u>400円</u>	住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書の交付手数料	1通につき <u>400円</u>	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき <u>400円</u>	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	閲覧者1人1回につき <u>4,000円</u> (転記を行う場合にあっては、その額に転記を行う住民1人につき、200円を加算した額)
手数料の種類	金額																				
住民票又は除票の写しの交付手数料	1通につき <u>300円</u>																				
住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書の交付手数料	1通につき <u>300円</u>																				
戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき <u>300円</u>																				
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	閲覧者1人1回につき <u>3,000円</u> (転記を行う場合にあっては、その額に転記を行う住民1人につき、200円を加算した額)																				
手数料の種類	金額																				
住民票又は除票の写しの交付手数料	1通につき <u>400円</u>																				
住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書の交付手数料	1通につき <u>400円</u>																				
戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき <u>400円</u>																				
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	閲覧者1人1回につき <u>4,000円</u> (転記を行う場合にあっては、その額に転記を行う住民1人につき、200円を加算した額)																				
別表第4	別表第4																				
印鑑登録証明関係手数料	印鑑登録証明関係手数料																				
<table> <tr> <th>手数料の種類</th><th>金額</th></tr> </table>	手数料の種類	金額	<table> <tr> <th>手数料の種類</th><th>金額</th></tr> </table>	手数料の種類	金額																
手数料の種類	金額																				
手数料の種類	金額																				

現行	
印鑑登録証の交付手数料	1件につき <u>300円</u>
印鑑登録に関する証明書の交付手数料	1通につき <u>300円</u>
略	

別表第20

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係手数料

手数料の種類	区分	金額
略		
優良住宅新築 認定申請手数料	略	
	床面積の合計が 50,000平方メートルを超えるもの	一団の宅地面積 が 1,000 平方 メートル以上の もの 1棟につき 58,000円

別表第21

その他の手数料

手数料の種類	金額
公簿、公文書の謄・抄本の交付手数料	1枚につき 300円
略	
身分に関する証明書の交付手数料	1通につき <u>300円</u>

改正案	
印鑑登録証の交付手数料	1件につき <u>400円</u>
印鑑登録に関する証明書の交付手数料	1通につき <u>400円</u>
略	

別表第20

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係手数料

手数料の種類	区分	金額
略		
優良住宅新築 認定申請手数料	略	
	床面積の合計が 50,000平方メートルを超えるもの	一団の宅地面積 が 1,000 平方 メートル以上の もの 1棟につき 58,000円
住宅用家屋に 関する証明書 の交付手数料		<u>1通につき 400円</u>

別表第21

その他の手数料

手数料の種類	金額
公簿、公文書の謄・抄本の交付手数料	1枚につき 300円
地籍調査に関する成果図の閲覧手数料	<u>1件につき 400円</u>

現行		改正案	
埋火葬に関する証明書の交付手数料	1通につき <u>300円</u>	土地区画整理事業に関する成果図の 閲覧手数料	1件につき <u>400円</u>
略		略	
		身分に関する証明書の交付手数料	1通につき <u>400円</u>
		埋火葬に関する証明書の交付手数料	1通につき <u>400円</u>
		建築確認台帳記載事項証明書の交付 手数料	1通につき <u>450円</u>
		用途地域等に関する証明書の交付手 数料	1通につき <u>450円</u>
		略	

・成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
別表				別表			
略				略			
手数料	一般診断書, 死亡診断書及び各種証 明書	1通につき	<u>1,100円</u>	手数料	一般診断書, 死亡診断書及び各種証 明書	1通につき	<u>1,650円</u>
	死体検案書	1通につき	<u>2,090円</u>		死体検案書	1通につき	<u>3,130円</u>
	訴訟, 年金, 賠償補償受領診断書	1通につき	<u>3,140円</u>		訴訟, 年金, 賠償補償受領診断書	1通につき	<u>4,710円</u>

・成田市急病診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(手数料) 第5条 診断書その他診療に係る証明書の交付を受けた者は、1通につき<u>1,100円</u>の手数料を納付しなければならない。<u>ただし、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止に要する診断書については、1通につき310円とする。</u>	(手数料) 第5条 診断書その他診療に係る証明書の交付を受けた者は、1通につき<u>1,650円</u>の手数料を納付しなければならない。

・成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表			別表		
種類	取扱区分	手数料	種類	取扱区分	手数料
し尿		1リットルにつき 7円70銭	し尿		1リットルにつき 11円55銭
略			略		
その他の一般廃棄物	事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら市の処理施設に搬入するとき	10キログラムまでごとに 220円	その他の一般廃棄物	事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら市の処理施設に搬入するとき	10キログラムまでごとに 250円
	許可業者が市の処理施設に搬入するとき	10キログラムまでごとに 220円		許可業者が市の処理施設に搬入するとき	10キログラムまでごとに 250円
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	第27条の規定により、市長が定めた産業廃棄物を自ら市の処理施設に搬入するとき	10キログラムまでごとに 220円	一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	第27条の規定により、市長が定めた産業廃棄物を自ら市の処理施設に搬入するとき	10キログラムまでごとに 250円

○議案第4号資料

・成田市障害者福祉手当支給条例新旧対照表

現行	改正案
(用語の意義) 第2条 略 (1) 心身障害児 在宅(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)<u>第5条第17項</u>に規定する共同生活援助を行う施設(以下「グループホーム」という。))に入居していることを含む。以下同じ。)の20歳未満の者であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア～エ 略 (2)～(4) 略	(用語の意義) 第2条 略 (1) 心身障害児 在宅(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)<u>第5条第18項</u>に規定する共同生活援助を行う施設(以下「グループホーム」という。))に入居していることを含む。以下同じ。)の20歳未満の者であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア～エ 略 (2)～(4) 略

・成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(業務) 第3条 略 (1)～(4) 略 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)<u>第5条第18項</u>に規定する計画相談支援及び<u>同条第19項</u>に規定する基本相談支援 (6) 略	(業務) 第3条 略 (1)～(4) 略 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)<u>第5条第19項</u>に規定する計画相談支援及び<u>同条第20項</u>に規定する基本相談支援 (6) 略

○議案第5号資料

・成田市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
(工事の施行) 第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。	(工事の施行) 第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)</u>又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 第1項本文の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

・成田市簡易水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
(準用) 第4条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の給水について必要な事項は、給水条例の規定(第1条、第22条、第29条及び第39条を除く。)を準用する。この場合において、第2条中「水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第4条から第10条まで、第12条から第16	(準用) 第4条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の給水について必要な事項は、給水条例の規定(第1条、第22条、第29条及び第39条を除く。)を準用する。この場合において、第2条中「水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第4条、<u>第5条及び第6条第1項本文中「管</u>

現行	改正案
条第1項まで、第17条及び第18条中「管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「管理者に」とあるのは「市長に」と、<u>第19条第2項</u>、第20条、第23条、第24条、第26条から第28条まで及び第30条から第35条までの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。	理者」とあるのは「市長」と、同項ただし書中「<u>管理者が</u>」とあるのは「<u>市長が</u>」と、同条第2項及び第3項、<u>第7条から第10条まで</u>、第12条から第16条第1項まで、<u>第17条並びに第18条中</u>「管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「管理者に」とあるのは「市長に」と、<u>同条第2項</u>、第20条、第23条、第24条、第26条から第28条まで及び第30条から第35条までの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

・成田市下水道条例新旧対照表

現行	改正案
(排水設備指定工事店の指定) 第6条 排水設備等の新設等の工事(<u>軽微な工事を除く。</u>)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。 2・3 略 (占用) 第30条 略 2 略 (1)・(2) 略	(排水設備指定工事店の指定) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、<u>次に掲げる工事を除き</u>、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。 (1) <u>軽微な工事</u> (2) <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u> 2・3 略 (占用) 第30条 略 2 略 (1)・(2) 略

現行	改正案
(3) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件 3 略	(3) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件 3 略

・成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(排水設備の工事の施行者) 第8条 排水設備の新設等の設計及び工事を行う者は、当該設計及び工事に関し技能を有する者として市長が指定したものでなければならない。	(排水設備の工事の施行者) 第8条 排水設備の新設等の設計及び工事を行う者は、当該設計及び工事に関し技能を有する者として市長が指定したものでなければならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業又は農業集落排水事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に設計及び工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>

○議案第6号資料

・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1			別表第1		
区分	種別	報酬額	区分	種別	報酬額
略			略		

現行				改正案			
略 スポーツ推進審議会	会長・委員長	日額	7,900円	略 スポーツ推進審議会 下水道事業運営審議会	会長・委員長	日額	7,900円
	委員・その他の 構成員		7,700円		委員・その他の 構成員		7,700円
略				略			